

・政令 4条1項該当校に1人

② 中学校

・18学級以上の学校で、特殊学級2学級以上を有し、特殊学級数とこれに見合うべき数員数が同一の場合1人。

・政令第4条1項該当校に1人

なお、養護教諭については、小学校において、児童数

一般教員配当数

小学校

年度 学級	三 四 年 度	三 五 年 度	三 六 年 度	三 七 年 度	三 八 年 度	三 九 年 度	四 〇 年 度	四 一 年 度	四 二 年 度	四 三 年 度	四 四 年 度	四 五 年 度
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7											1	
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15											2	
16												
17												3
18												3
19												2
20												
21												
22												
23												
24												3
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												4
35												
36												
37												
38												
39												
40												5
41												

数字は学級数に加える数

中学校

年度 学級	三 四 年 度	三 五 年 度	三 六 年 度	三 七 年 度	三 八 年 度	三 九 年 度	四 〇 年 度	四 一 年 度	四 二 年 度	四 三 年 度	四 四 年 度	四 五 年 度
1			1		1		1	1	1	1	1	1
2				1			2	2	2	2	2	2
3					2							
4	2						3	3	3	3	3	3
5								3				
6					3				4	4	4	4
7							4	4		5	5	5
8								4			6	6
9						9		5	5			
10		4	4	4								
11								6	6			
12						5				7	7	7
13								6				
14				15				7				
15								7				
16	5					6				8	8	8
17				17				7		8		
18								8				
19	6				7		8		9		9	9
20								9				
21				7								
22	7					8		9		10	10	10
23									10			
24				8		24		10				
25	8						10					
26								11	11	11	11	11
27		9		9		10	27					
28												
29								12	12	12	12	12
30									12			
31						11						
32									13	13	13	13
33									13			
34			10	10				14	14	14	14	14
35						12		14				
36												
37												
38									15	15	15	15
39						13	15					
40												
41							14	16				

1,000人に1人、中学校において、生徒数1,200人に1人の割合で、学校規模、学校数、へき地学校数を勘案して市町村教委ごとに配置した。

また、事務職員については、小学校において、児童数430人以上の学校に1人、中学校において、290人以上の学校に1人、さらに標準法第9条3項該当校に1人配置した。

(4) 異動数

昭和44年度末小・中・養護学校教職員の異動件数は3,221件で昨年度より179件の減であった。